（ 続紙 1 ）

京都大学	博士（法学）	氏名	東川玲
論文題目	情報の自由、規制、保護に関する現代的課題 ―プロバイダ責任法制に関する各国制度及び判例等の比較による示唆―		

（論文内容の要旨）

本論文は、米国法をはじめとする比較法的な見地を踏まえつつ、インターネット上の権利侵害の救済に関するプロバイダ等の責任にまつわる諸問題を論じるものである。本論文は、「はじめに」という序論から始まり、5つの章で本論を展開したのち、「おわりに」で閉じられている。

「はじめに」では、本論文全体のテーマの概観がなされている。そこでは、現在、インターネットがさらに一般に普及するなかで、被害者からの申立てによって権利侵害情報がプロバイダによって十分に削除されない事例や、プロバイダ責任制限法の対象とならない検索事業者への差止命令への社会的な関心が高まっており、インターネット上の権利侵害を抑制する実効的な制度の枠組みについて改めて横断的な検討の必要が生じているといった問題意識が示される。

第1章の「各国のプロバイダ責任に関する法制度の動きや判例法理に見る日本のプロバイダ法制への示唆」では、米国の通信品位法230条(c)項(1)に関する判例学説の展開、EU及び英国・ドイツにおけるプロバイダ責任のあり様、さらには日本のプロバイダ責任制限法に関する判例学説が紹介されたのち、これらを踏まえた考察として、プロバイダの作為義務が具体的に明確にされていないこと等から、権利救済が不十分となっているのではないかといったプロバイダ責任制限法の問題点が指摘されている。

第2章の「プロバイダ責任法制におけるノーティスアンドテイクダウン手続きと発信者の権利との調整及び導入の検討」では、著作権保護の方策としてノーティスアンドテイクダウン（以下、「NTD」という。）を定める米国のデジタル・ミレニアム著作権法について詳しく検討されている。それによれば、NTDはプロバイダにおける判断の負担が小さく、速やかな削除すなわち権利救済が期待されること、他方、発信者からの反対通知による復活制度により表現の自由への配慮もなされていることなどから高く評価され、日本への導入について検討に値するとされている。もっとも、結論としては、日本へのNTDの導入を明確に主張するには至らず、かなり前向きな姿勢を示唆するにとどまっている。

第3章の「日本の検索事業者の責任および判例上の差止命令の判断基準の検討―ゆるやかな判断基準の構築に向けての課題」では、検索事業者の責任について論じられている。本論文でこれまで論じてきたプロバイダと、検索事業者とは、法令上の位置付けは異なるものの、情報サービス全体の中での位置づけが近しいとして、両者の責任法理はパラレルに捉えられるとしている。本章で

は検索サービスの機能ごとの削除の判断基準について、日本の裁判例を中心に検討を行っているが、中心となるのは最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁である。同決定は検索結果の削除義務をかなり限定的に捉えたが、本論文は、プロバイダ責任について権利救済を重視する立場をとったことと平仄を合わせ、同決定の判断に批判的である。むしろ、EU司法裁判所の「忘れられる権利」に関する判断なども参考にして、削除要請が認められやすい柔軟な判断基準を示すべきだと述べる。

第4章の「プロバイダ法制における第三者機関等の位置付けと権限付与の課題について」では、大阪市ヘイトスピーチ審査会が平成30年に行った答申「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の施行に関する事項について（答申）」に触発され、インターネット上の権利侵害の救済に関して国や地方自治体、人権保護機関等の関与のあり方について論じられる。具体的には、プロバイダに対する発信者情報の開示請求を、権利侵害を受けた本人に代わって第三者機関が行うことや、第三者機関が権利侵害の有無を判断した上で削除請求を行うことによってプロバイダの判断負担を軽減するといった方策が検討されている。こうした方策に強制力を付与すること権利救済の実効性が向上すると考えられる反面で、表現の自由との関係では問題となりうることから、本章では特定の結論を主張するには至らず、課題を整理することに力点が置かれた。

第5章の「プロバイダ法制における地方公共団体による発信者情報提供の義務付けに関する課題の検討」では、前章に引き続き、大阪市ヘイトスピーチ審査会の答申による問題提起を踏まえて論じられているが、同答申の内容が詳しく検討されるのはむしろ本章においてである。同答申は、プロバイダ責任制限法を改正して、一定の場合に、プロバイダに地方公共団体への発信者情報の提供を義務付ける又は発信者に対する責任を免除することとするよう提案したが、本論文はこれに対して、検討課題は多く、また、こうした方策はプロバイダ責任の強化ではなく発信者の責任を強めることにつながるとして、本論文の基本的立場に沿わないことを示唆している。

最後に、「おわりに」では、以上の各章での叙述が要約され、その趣旨に沿った法整備の検討が求められている。

（続紙　２　）

（論文審査の結果の要旨）

本論文は、米国法をはじめとする比較法的な見地を踏まえつつ、インターネット上の権利侵害の救済に関するプロバイダや検索事業者等の責任にまつわる諸問題を論じるものである。

本論文の最大の特徴は、プロバイダ責任制限法が安定的に運用されているプロバイダ責任の領域にせよ、平成29年1月31日の最高裁決定により判断方法の大枠が示された検索結果の削除の問題にせよ、すでに少なくとも実務的には解決済みだと考えられ、あるは考えられつつある諸問題について、速やかな権利救済の観点から再度問い直しを試みようとする点にある。

この点がもっとも明確に現れているのは、プロバイダ責任に関して、米国のデジタル・ミレニアム著作権法で採用されているノーティスアンドテイクダウン手続（以下、「NTD」という。）を高く評価し、日本への導入の必要性を強く示唆している点である。NTD導入の是非についてはもちろんすでに日本でも検討されているが、発信者の表現の自由への配慮等の観点から見送られた経緯がある。しかし、本論文ではNTDにおいても、権利救済への配慮とともに、発信者からの反対通知による復活制度を通じ、表現の自由に対する考慮も十分なされていることが強調され、こうした指摘はインターネットの実情からしても相当の説得力を持っていると考えられる。

こうした視点は、検索結果削除に関する上記最高裁決定が限定的にのみ削除を認めたことに対し、EU司法裁判所の「忘れられる権利」に関する判断なども参考にして、削除要請が認められやすい柔軟な判断基準を示すべきだとする主張や、プロバイダによる削除や発信者情報開示に関して国や地方自治体、第三者機関の関与を認めるべきといった主張にも一貫している。

インターネットにおける権利侵害の実情には深刻なものがある一方で、現行の法令及び自主規制からなる対応枠組みは、権利侵害的な書込みの削除を容易には認めないものとなっているという評価もありうるところで、本論文による問題提起は重要な意義を持っていると言える。

他方で、本論文には課題も残されている。今述べた権利侵害に対する現行の対応枠組みについても、それに関する実務をより具体的に調査した上での立論ができればより説得力が増したものと思われる。また、とりわけ、プロバイダによる削除や発信者情報開示に関する国や地方自治体、第三者機関の関与のあり方を論じる部分については、関与をなす機関の組織形態や権限等について、検討が十分とはいえないところがある。しかしながら、これらの課題は今後の研究の進展によって解決することが可能である

以上により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、平成30年8月20日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。